

令和 8 年度市民税道民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の所在が不明のため送達されなかったので、その送達に代えて地方税法第 20 条の 2 及び千歳市税条例第 17 条の規定により、次のとおり告示する。なお、送達すべき納税通知書は、当市総務部税務課において保管し、申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 7 月 21 日

千歳市長 横田 隆一

記

送達を受けるべき者		送達する書類
住 所	氏 名	
中国	X U S H A N G Z H E 様	令和 8 年度市民税道民税普通 徴収税額の決定通知書